

令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画実施結果

茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室

I はじめに

「令和3年度食品衛生監視指導計画実施結果」は、食品衛生法第24条第5項の規定に基づき、令和3年度の食品衛生関係の監視指導、食品の試験検査等の結果を公表するものです。

なお、本県においては、「茨城県食の安全・安心推進条例」（以下「推進条例」という。）の規定に基づき「茨城県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、その具体的な行動計画にあたる「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を定め食品の総合的な安全・安心確保に取り組んでいることから、本計画においても、関係機関との連携、食品等事業者（食品衛生法第3条第1項に規定する「食品等事業者」をいう。以下同じ。）の監視指導、食品等の試験検査、食中毒等健康被害防止対策、食品表示の適正化の推進、リスクコミュニケーションの推進等を柱に実施しました。

II 関係機関との連携に関する事項

1 国との連携

(1) 厚生労働省との連携

米向け輸出水産食品加工認定施設2施設及びEU向け輸出水産食品加工認定施設2施設に対し、関東信越厚生局と合同（書面含む）で6回の監視指導を実施し、HACCPシステムに基づく衛生管理の実施状況を確認した。

(2) 農林水産省と連携

食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、農林水産省関東農政局茨城県拠点と協議会の開催等、情報の共有を図った。

2 他の都道府県等との連携

広域的な食中毒や違反・不良食品等の調査にあたっては、関係都道府県、政令市、中核市及び保健所設置市と緊密な連携のもと、原因の究明、被害の拡大防止、違反食品等の速やかな排除を行い、風評被害の防止に努めた。

○広域食中毒事件（疑いを含む。）調査における連携

他自治体へ調査依頼した食中毒事件数	21
他自治体から調査依頼を受けた食中毒事件数	21

○違反（不良）食品における連携

他自治体へ調査依頼した違反（不良）食品数	6
他自治体から調査依頼を受けた違反（不良）食品数	24

3 庁内関係部局との連携

基本方針及びアクションプランとの整合・調和を図るため、庁内関係課（所）で構成する茨城県食の安全・安心対策連絡会議等を開催し、全庁的な食の安全・安心確保対策について協議しているが、新型コロナウイルス感染症対応の影響等により、協議・連携することができなかった。

【茨城県食の安全対策連絡会議委員】

部 局	委 員
総 務 部	総務課私学振興室長
県民生活環境部	生活文化課長
保健福祉部	部長、次長、企画監、感染症対策課長、健康・地域ケア推進課長、医療局薬務課長、子ども政策局青少年家庭課長、中央保健所長、衛生研究所長、県北食肉衛生検査所長、生活衛生課長、生活衛生課食の安全対策室長
営業戦略部	観光物産課長、販売流通課長
産業戦略部	中小企業課長
農林水産部	産地振興課長、畜産課長、農業技術課長、次長兼林政課長、次長兼漁政課長
教 育 庁	保健体育課長
委員会代表	食の安全・安心委員会委員長、副委員長

【茨城県食の安全対策連絡会議幹事会幹事】

所 属	幹 事
総 務 部	総務課私学振興室担当者
県民生活環境部	生活文化課消費者行政担当者、消費生活センター相談試験担当者
保健福祉部	企画室企画員、感染症対策課感染症・防疫担当者、健康・地域ケア推進課食育等担当者、医療局薬務課薬事担当者、子ども政策局青少年家庭課児童育成・母子福祉担当者、中央保健所保健所食品衛生担当者、衛生研究所食品衛生検査担当者、県北食肉衛生検査所食肉衛生検査担当者、生活衛生課食品衛生担当者
営業戦略部	観光物産課物産担当者、販売流通課販売戦略担当者
産業戦略部	中小企業課団体担当者
農林水産部	産地振興課農産振興担当者、畜産課家畜衛生・安全担当者
	農業技術課技術普及担当者、エコ農業推進担当者、6次産業化担当者
	林政課林政担当者、漁政課水産振興担当者
教 育 庁	保健体育課学校給食担当者

(1) 農林水産部との連携

ア 残留農薬・動物用医薬品、有毒きのこ、貝毒等、生産段階における食の安全を確保するため、相互に連携して、県民に対する情報提供を行った。

イ 残留農薬等のポジティブリスト制度（食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、一定量を超えて農薬等が残留する食品の流通を原則禁止する制度）の理解を深めるため、生産者に対し農林水産部と連携し合同監視を行った。

ウ 農畜水産物等の放射性物質検査については、平成24年4月1日に施行された新基準値を踏まえ、農林水産部と連携のうえ、四半期ごとに策定した検査計画に基づき検査を実施し、その結果を速やかに公表した。

(2) 県民生活環境部との連携

食品等事業者における不当景品類及び不当表示防止法に基づく表示の適正化を図るため、情報の共有を図った。

(3) 教育庁との連携

学校給食施設の監視指導、教職員等の研修等を通じて、児童生徒への食品の正しい知識の普及や情報提供を行った。

(4) 保健福祉部内の連携

流通食品の適正表示を推進するため、必要に応じて保健所担当職員と生活衛生課食の安全対策室の食品表示法担当職員が合同で調査を実施した。

また、社会福祉施設及び病院給食施設等の監視指導、健康食品及び保健機能食品に関する監視指導、食中毒（感染症が疑われる場合）の初動調査にあたっては、随時情報交換を行った。

さらに、関係課が相互に連携し、事故防止の啓発を実施した。

(5) 茨城県食品表示監視協議会を通じた連携

農林水産省関東農政局茨城県拠点、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、茨城県警本部生活環境課、茨城県消費生活センター及び庁内関係課から構成される「茨城県食品表示監視協議会」を通じ、情報の共有や、必要に応じて相互に連携を図った。

(6) その他の連携

関係事務所間で、次のとおり連携して、食の安全・安心の確保に努めた。

実施機関	連携機関	連携方法	連携項目	連携回数
保健所	関東信越厚生局	合同監視	対米、対EU輸出水産食品取扱施設	6
	農林事務所	講習会	食品衛生関係	4
	食品衛生協会	巡回等	食品衛生関係	13

Ⅲ 立入検査結果

県内9保健所に配置されている食品衛生監視員79名が、食品等事業所51,485施設に対し、営業の危害度、過去の違反状況、営業形態や地域の特殊性等を勘案して区分したランク付けに基づき、目標立入検査回数を定めて効率的な立入検査を行った。また、と畜場、大規模食鳥処理場については、県内3ヶ所の食肉衛生検査所の食品衛生監視員が立入検査を実施するとともに、認定小規模食鳥処理場については、各保健所の食鳥検査員が立入検査を実施した。

新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、各保健所が立入検査を行う食品衛生法に基づく営業許可を有する施設については、目標に対して85.6%、認定小規模食鳥処理場は23.3%と目標に達しなかった。届出施設については、令和3年6月1日からの改正食品衛生法が完全施行され対象施設が増えたことにより、210.5%と目標を大きく上回った。各食肉衛生検査所が立入検査を行うと畜場は110%、大規模食鳥処理場は100%の実施率であり、ほぼ目標を達成することができた。

【営業施設に対する監視指導状況】

項目	食品衛生法許可施設				食品衛生法届出施設				合 計			
	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	立入検査 実施率(%)	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	立入検査 実施率(%)	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	立入検査 実施率(%)
計	29,208	17,230	14,741	85.6	22,277	1,631	3,434	210.5	51,485	18,861	18,175	96.4

※業種別監視指導状況等の詳細は、立入実施結果の表を参照願います。

なお、令和3年度は6月より改正食品衛生法が完全施行され、許可業種、届出業種の区分が変更となったため、改正前後で表を掲載しています。

【と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導状況】

項目	と 畜 場				大規模食鳥処理場				認定小規模処理場			
	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	立入検査 実施率(%)	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	立入検査 実施率(%)	総施設数	立入検査 目標回数	立入検査 実施回数	給食監視 実施率(%)
計	11	20	22	110.0	4	8	8	100.0	15	30	7	23.3

また、フグによる食中毒防止のため、「茨城県フグ取扱指導要綱」に基づく営業施設の届出の徹底を図るとともに、フグの適正な取扱いを指導した。

業 種	届出施設数	立入検査件数
飲食店営業	503	114
魚介類販売業	307	135
魚介類加工業	5	3
水産製品製造業	1	1
届出業種（魚介類販売業 （包装のみ））	21	1
合 計	837	254

IV 試験検査結果

県内で製造、加工、処理、販売等される食品等から不良食品等を排除することによって安全を確保するため、保健所、食肉衛生検査所が、計画的に検体を採取し、試験検査機関が連携して試験検査を行った。

さらに、計画的な収去検査とは別に、営業施設の監視指導に際して、食品全般を対象として、食品の規格検査を実施し、成分規格等への適合性を検証した。

なお、微生物学的試験検査は、衛生研究所が実施し、理化学的試験検査は県西食肉衛生検査所及び（一財）茨城県薬剤師会検査センター（食品衛生法に基づく登録検査機関）が役割分担のうえ実施した。

⇒茨城県保健医療部生活衛生課食の安全対策室 HP 食品等の試験検査状況

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/seiei/eisei/syokuhin_shikenkensazyoukyou.html

1 計画的収去検査

(1) 県内産農産物の残留農薬検査

県内で栽培・生産された農産物を卸売市場から収去し、残留農薬試験検査を予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(2) 県外産農産物の残留農薬検査

県外産の農産物をスーパー等から収去し、残留農薬について検査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(3) 輸入野菜残留農薬検査

県内に流通する輸入野菜をスーパー等から収去し、残留農薬について検査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(4) 輸入食品検査

輸入食品のうち食肉類、冷凍食品等の動物用医薬品の検査を、162検体について実施したところ、不適となったものはなかった。

(5) 農産物漬物の試験検査

県内に流通する農産物漬物の、保存料（ソルビン酸及びソルビン酸カリウム）の検査を、35検体について実施したところ、不適となったものはなかった。同じく大腸菌、腸炎ビブリオについて検査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(6) 遺伝子組み換え食品検査

大豆加工食品の原材料である大豆について、遺伝子組換え大豆の混入の有無の確認検査をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(7) 食品中に含まれるアレルギー検査

加工食品について、乳、卵、小麦、そば、落花生、甲殻類の含有の有無の確認検査及び含有している場合の表示の適否を検査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(8) 食肉の微生物汚染状況検査

食肉、食肉加工品及び生食用食肉について、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及び腸内細菌科菌群による汚染の有無の検査をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(9) 畜水産食品中の動物用医薬品検査

県内産の牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及びはちみつについて、動物用医薬品（抗生物質、合成抗菌剤、駆除剤等）の検査する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

2 監視指導等に併せて実施する収去検査

上記の検査事業のほかに、夏期、年末、食中毒予防月間等を含む通常の監視指導の実施時に以下の試験検査を実施した。

品名	検査項目	実施検体数	検査結果		
			適合	不適合	判定対象外
食品等全般	食品等規格検査 (細菌検査、理化学検査)	74	47	2	25

※不適合の主な理由：旧衛生規範（弁当及びそうざい、洋生菓子）の細菌数基準超過など

3 収去以外の検査

(1) 魚介類中の環境汚染物質検査

県内で採取された魚介類について、水銀、PCBによる汚染の有無の検査をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(2) 集団給食施設衛生管理検証検査

学校、病院、社会福祉施設などの集団給食施設で使用されている容器、調理器具、手指等の清浄度確認のATP検査をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先

したため、令和3年度の検査については中止した。

(3) 二枚貝のノロウイルス等試験検査

県内で採取された二枚貝の「岩かき」を水産業者等から採取し、ノロウイルスの検査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

(4) 食中毒発生時等食品に起因する事故発生時に実施する検査

県内施設を原因とする食中毒事件11件（令和3年度中）等の発生に際し、原因究明及び再発防止のために、患者や従事者の便、食品、手指、機械器具等について、細菌検査、ウイルス検査等562検体について、細菌検査、ウイルス検査等を実施した。

(5) 認定小規模食鳥処理場微生物検査

県内の認定小規模食鳥処理場の衛生指導のため、処理場を対象に、食鳥と体のふき取りを中心にして、病原細菌（サルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌）の検査をする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の対応を優先したため、令和3年度の検査については中止した。

4 と畜検査・食鳥検査

県内11ヶ所のと畜場及び4ヶ所の大規模食鳥処理場で食用を目的として処理された牛、豚、鶏等について、県北、県南及び県西食肉衛生検査所のと畜検査員及び食鳥検査員が検査し、以下のとおり食用に適さない食肉、食鳥肉の流通を防止した。

また、と畜検査においては、と畜検査集計システムを活用し、迅速なと畜検査に努めるとともに、と畜検査結果を速やかに生産者に情報提供した。

(1) と畜検査

ア 検査頭数

令和3年度の検査頭数は、1,322,599頭（県北：312,746頭、県南：537,664頭、県西：472,189頭）で、前年度より34,332頭（2.6%）減少した。

家畜別では、牛は24,664頭、とくは787頭、豚は1,297,147頭、馬は0頭、めん羊は0頭、山羊は1頭であった。

イ 検査結果に基づく処置状況

全部廃棄は、1,390頭（牛：178頭、とく：4頭、豚：1,208頭）であった。

ウ 精密検査（BSEを除く）

精密検査を実施した頭数は587頭で、検査の結果、全部廃棄432頭（牛171頭、とく3頭、豚258頭）、一部廃棄155頭の処分を行った。

全部廃棄の原因の主なものは、牛では牛伝染性リンパ腫115頭、敗血症37頭、豚では敗

血症 241 頭、豚丹毒 12 頭であった。

(2) 食鳥検査

ア 検査羽数

令和 3 年度の検査総数は、22,424,806 羽で、前年度より 25,881 羽増加した。

内訳は、ブロイラーが 2,973,473 羽で、成鶏が 19,451,333 羽であった。

イ 検査結果に基づく処置状況

とさつ及び解体の禁止は 111,912 羽(前年度 132,238 羽)で 20,326 羽(15.4%)減少した。

その内訳は、ブロイラーが 23,648 羽(前年度 21,732 羽)で 1,916 羽(8.8%)増加し、成鶏が 88,264 羽(前年度 110,506 羽)で 22,296 羽(20.2%)減少した。

このうち主な疾病は、ブロイラーにおいては、削瘦及び発育不良 17,869 羽、腹水症 4,316 羽、出血 870 羽であり、成鶏においては腹水症 32,382 羽、放血不良 17,912 羽、削瘦及び発育不良 19,977 羽などが見られた。

全部廃棄は 40,899 羽(前年度 42,227 羽)で 1,328 羽(3.2%)減少した。

その内訳は、ブロイラーが 7,652 羽(前年度 7,719 羽)で 67 羽(0.9%)減少し、成鶏が 33,247 羽(前年度 34,508 羽)で 1,261 羽(3.7%)減少した。

このうち主な疾病は、ブロイラーにおいては腹水症 3,613 羽、大腸菌症 1,565 羽であり、成鶏においては腫瘍 13,010 羽、削瘦及び発育不良 2,553 羽などが見られた。

5 BSEスクリーニング検査

平成 29 年 4 月 1 日から食肉として処理される生後 24 ヶ月齢以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛についてスクリーニング検査を実施する体制となった。令和 3 年度は BSE スクリーニング検査を実施した牛はなかった。

6 と畜場等及び食肉処理場における収去検査

(1) 食品中の残留有害物質モニタリング検査

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長及び食品安全監視安全課長通知「食品中の有害化学物質等の検査結果調査及び畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について」に基づき、県内産の牛肉、豚肉及び鶏肉について検査を行った結果、残留基準値を超えて不適となったものはなかった。

(2) 食肉中の残留抗菌性物質検査

と畜検査により保留となった獣畜又は病畜として搬入された獣畜を対象として、残留抗菌性物質検査を実施した。

(単位：頭)

	牛		とく (1歳齢未満の牛)	豚	合計
	乳用	肉用			
検査実施件数	79	80	5	368	532
陽性(筋肉で陽性を示したもの)	2(1)	4(0)	0(0)	12(5)	18(6)

(3) 食鳥肉中の残留抗菌性物質検査

大規模食鳥処理場の食鳥1,735検体について、残留抗菌性物質検査を実施した結果、残留基準値を超えて不適となったものはなかった。

7 食肉の衛生対策として実施した微生物検査

(1) 牛及び豚枝肉の微生物等検査(外部検証)

と畜場における枝肉の微生物試験として、335検体の検査を行った。

(2) 大規模食鳥処理場内の衛生指導に係る微生物検査(外部検証)

大規模食鳥処理場における食鳥と体、食鳥中抜きと体の微生物試験として、45検体の検査を行った。

V リスクコミュニケーションの推進

1 計画策定に係る意見募集

令和4年度茨城県食品衛生監視指導計画の策定にあたり、令和4年4月25日から5月8日までの14日間、県のホームページによって、広く県民から計画への意見をいただいた。

また、茨城県食の安全・安心委員会に諮り、有識者等からの評価・助言をいただいた。

2 食品衛生に関するリスクコミュニケーション

(1) 監視指導をはじめとする食品衛生行政について、広く県民の皆様にお知らせするために、消費者や食品事業者等を対象とした情報提供と意見交換を行った。

また、県のホームページ、県広報紙ひばり、SNS(ソーシャルネットワークサービス)の「ツイッター」等を通じて情報公開を進めた。

(2) 「食の安全に関する意見交換会」の開催

食の安全に関する「リスクコミュニケーション」の一環として、食の安全性について消費者、生産者、営業者、行政等の関係者相互の情報共有及び意見交換を促進し、県民の食に対する不安の軽減を図るとともに、行政に対する意見を聴取し、施策に反映させるため、県内

各地区で「食の安全に関する意見交換会」を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、令和3年度の開催については中止した。

3 県民及び食品等事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応

県民及び食品等事業者からの相談に対し、迅速かつ丁寧に対応するとともに、必要に応じて試験検査を実施することにより、科学的根拠に基づく明確な説明に努めた。

【令和3年度食品衛生関係相談受付状況】

事 項	区 分	受理 件数	内 訳		相 談 形 式			処 理 区 分				
			営 業 者	消 費 者	面 談	電 話	文 書	試 験・ 検 査 を 要 し た 件 数	行 政 措 置 を 要 し た 件 数	行 政 措 置 の 内 容		
										指 導 を 要 し た 件 数	処 分 を 行 っ た 件 数	他 の 機 関 に 連 絡 し た 件 数
不 関 良 係 食 品 相 談 等	腐敗変敗関係	59	25	34	6	46	7	1	57	56	1	
	異物混入関係	116	70	46	18	67	30		104	99		
	表示関係	87	77	10	18	58	11		76	73		1
	器具及び容器包装関係	4	4				1		2	2		
	添加物関係	3	3		1	2			2	2		
	その他	83	37	46	5	70	8		80	80		
	小 計	352	216	136	48	246	57	1	321	312	1	1
施 関 設 係 等 相 談	施設の衛生状態関係	69	29	40	16	52	1		59	59		
	そ 族、昆虫関係	12	3	9	3	8	1		9	9		
	従業員の衛生関係	26	15	11	1	21	4		22	20		
	小 計	107	47	60	20	81	6		90	88		
施設の排水等関係相談	101	92	9	43	56	2		33	33			
その他の相談	5606	5341	265	3273	1928	421		4285	4385			
合 計	6166	5696	470	3384	2311	486	1	4729	4818	1	1	

VI 一斉取締り

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等食品による事故の防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図るため、「令和3年度食品、添加物等の夏期一斉取締り」を実施した。特に、食肉等に起因する食中毒防止対策を中心とした監視指導、HACCPに沿った衛生管理の制度化の周知・導入支援に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）等のサービスを始める飲食店業者に対し、衛生管理等の指導や収去検査を実施した。

2 年末一斉取締り

年末年始にかけて短期間に大量に流通する多種類の食品の安全確保を図るため、「令和3年度食品、添加物等の年末一斉取締り」を実施した。特にノロウイルスによる食中毒の予防啓発、HACCPに沿った衛生管理の制度化の周知・導入支援に加え、新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）等のサービスを始める飲食店業者に対し、衛生管理等の指導を実施した。また、これらの事項に係る収去検査を実施し、必要に応じて指導を行った。

VII 違反食品等の処理

立入検査時に発見した軽微な違反については、即時指導を行い、早急な改善を指示した。

また、違反（不良）食品を発見した際には、製造施設が県内の場合には管轄する保健所が調査及び必要な措置を講じ、製造施設が県外の場合には、施設を管轄する自治体に通報し、措置依頼するとともに、県外で発見された違反食品に係る通報があった際には、製造所を管轄する保健所の食品衛生監視員が、迅速に調査を行い、食品の回収や再発防止に向けた指導を実施した。

〔違反（不良）内容別状況〕

異物混入	規格基準	カビ等発生	表示	その他
19	1	6	1	3

〔異物の内容別状況〕

毛	プラスチック類	金属類	虫	その他
2	0	4	3	10

VIII 食中毒等健康被害発生時の対応

1 食中毒発生状況

令和3年度中に11件の食中毒が発生し、62名に健康被害があった。病因物質としてはノロウイルスが3件、カンピロバクターが4件、黄色ブドウ球菌2件、アニサキス2件であった。

2 食中毒発生予防のための情報提供

食中毒予防啓発用資材を配布して啓発したほか、データ放送等を活用した広報を展開し、また、県のホームページに加工食品の放射性物質検査結果、食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションに関すること、HACCP導入型基準施設届出一覧等を掲載するなど、インターネットによる情報提供に努めた。

また、公益社団法人茨城県食品衛生協会及び各地区食品衛生協会と協力し、「食品衛生相談会」の開設や、「食中毒予防キャンペーン」など街頭での啓発活動を行った。

IX 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導

食品営業者に対し、施設又は部門ごとに食品衛生管理者又は食品衛生責任者の設置を義務づけ、その製造、加工、調理等の自主的な衛生管理を推進した。

1 食品衛生管理者及び食品衛生責任者の設置状況

食 品 衛 生 責 任 者												
第6項 法第48条	令第9条	栄養士	調理師	製菓衛生師	衛生管理者 食鳥処理	衛生管理責任者 ・作業衛生管理者	船舶料理師	条例免許等 他道府県等	養成講習受講 他道府県等	推進員	養成講習	責任者計
175	17	1,308	9,194	400	24	2	4	5	4,209	528	28,820	44,686

2 食品衛生推進員の活動

【令和3年度茨城県食品衛生推進員活動結果（件数）】

推進員数	営業施設の 巡回指導	営業許可前 指導件数	広報活動 協力延人数	保健所事業協力 (検便協力)
1,150	12,022	333	193	320

3 HACCPシステムによる衛生管理の導入促進

(1) いばらきハサップ認証制度の推進

茨城県独自の「いばらきハサップ」認証制度により、3施設2業種のHACCP (Hazard Analysis Critical Control Point=危害要因分析重要管理点) プランを認証した。

【令和3年度いばらきハサップ認証施設数】

業 種	施設数 (業種数)
調味料等製造業	1 (1)
食肉処理業	2 (2)
合 計	3 (3)

(2) ハサップ普及促進事業の推進

HACCPシステム概念に基づく食品の衛生管理を広く普及させるため、総合衛生管理製造過程の承認対象外の食品の製造又は加工等を行っている者に対して、(公社)茨城県食品衛生協会が行う「ハサップ普及促進事業」を支援した。

【令和3年度ハサップ普及促進事業認定施設数】

業 種	件数
食肉処理業	2
乳製品製造業	1
そうざい製造業	1
菓子製造業	6
野菜加工業	1
その他の加工業・製造業	9
合 計	20

※水戸市保健所1件 (そうざい製造業)

X 食品表示の適正化の推進

食品表示法に基づく食品表示に関する講習会を開催するなど、事業者の自主的な取組みを支援するとともに、小売店等に対し食品表示の確認及び指導を実施した。

1 食品適正表示推進員養成事業

食品売り場責任者や食品製造業者を対象に、加工食品及び生鮮食品の表示に関する講習会を実施し、「食品適正表示推進員」を養成することにより、食品事業者の自主的な取組みを支援する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、講習会を実施できず、希望者に資料配布を行った。

また、過去に養成講習会を修了した者に対するフォローアップを目的とした実践講習会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、講習会を開催できなかった。

〔食品適正表示推進員養成者数〕 0名（中止）

〔実践講習会受講者数〕 0名（中止）

2 食品表示に関する研修会の開催

主に食品関連事業者を対象とした食品表示法等にする研修会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、研修会を開催できなかった。

3 事業者等に対する出前方式による研修

事業者等が開催する食品研修に講師として県職員を派遣し、食品衛生法並びに食品表示法に基づく講義を行った。

〔派遣回数〕 14回（参加人数：472名）

【参考】

・小売店等に対する食品表示巡回指導

県内の小売店等を対象に、巡回指導を実施し、適正表示に向けた指導を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、巡回指導を実施できなかった。

XI 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

1 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び検査担当職員等の資質の向上を図るため、技術研修、法令研修等を実施するとともに、各種学会等に積極的に参加した。

実施機関	対 象	実施方法	実施項目	実施人数
保 健 所 衛 生 研 究 所	食品衛生監視員	研修会、講習会	食品衛生監視員研修、H A C C P 研修	1 8
食肉衛生検査所	食品衛生監視員	研修会、学会	日本食品衛生学会学術講演会、H A C C P 指導者養成研修会	8
	試験検査担当	研修会	理化学検査関係(HPLC、LC/MS/MS)	1 5

2 食品等事業者の自主的衛生管理を担う者の養成及び資質の向上

食品等事業者の自主的衛生管理を担う者の養成及び資質の向上を図るため、食品等事業者に対する食品衛生講習会を開催したほか、(公社)茨城県食品衛生協会等関係団体の取組を支援した。

実施機関	対 象	実施方法	実施項目	実施人数
保健所	食品営業者	講習会	食品衛生、H A C C P	1, 9 1 5
	食品衛生実務者・指導員・推進員	講習会	食品衛生、食衛法改正	8 6
	給食施設従事者(調理スタッフ等含)	講習会	食品による健康被害防止	1 1 2
	その他 (食生活改善推進員、学生、一般消費者等)	講習会	食品による健康被害防止	1 5 9
食肉衛生 検 査 所	と畜場管理者、責任者及び従事者等	講習会	と畜場の衛生管理	2 1 6
	食鳥処理場の経営者、責任者及び従事者等	講習会	食鳥処理場の衛生管理 食中毒	1 7

立入検査実施結果

様式1-2(旧食品衛生条例関係 R3.4~R3.5)

実施機関

全保健所

業 種 (施 設)	ランクⅠ		ランクⅡ (行政処分)		ランクⅢ		ランクⅣ		ランクⅤ		独自ランク		総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数					告発件数				
	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数				営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他	無 許 可 営 業	そ の 他		
																								施設数	立入検査 目標回数
行 商										8	1			8	1										
そうざい・弁当類販売業										3938	721	10	60	3948	781	166									
製 造 業 等	漬物製造業		1	2	131	262	292	292						424	556	20									
	魚介類加工業						283	283				1	6	284	289	10									
	そうざい半製品等製造業				1	2	69	69						70	71	6									
	液卵製造業						11	11						11	11										
	小 計		1	2	132	264	655	655					1	6	789	927	36								
計		1	2	132	264	655	655			3946	722	11	66	4745	1709	202									

様式1-3(集団給食施設等関係 R3.4~R3.5)

実施機関

全保健所

業 種 (施 設)	ランクⅠ		ランクⅡ (行政処分)		ランクⅢ		ランクⅣ		ランクⅤ		独自ランク		総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数					告発件数			
	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数	施設数	立入検査 目標回数				営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	物品廃棄 命令	その他				
																						施設数	立入検査 目標回数	施設数
給 学 校					144	144							144	144	2									
食 病 院 ・ 診 療 所					69	69							69	69										
施 事 業 所					14	14							14	14										
設 其 他 集 団 給 食 施 設					798	798							798	798	11									
乳 さ く 取 業													18											
食 品 製 造 業					3	3						424	22	3619	24	26								
野 菜 果 物 販 売 業													63		5									
菓 子 (パ ン を 含 む 。) 販 売 業													953		1									
食 品 販 売 業 (上 記 以 外)													2855		8									
添 加 物 (法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の を 除 く 。) の 製 造 業													11											
添 加 物 の 販 売 業													55											
氷 雪 採 取 業													1											
器 具 ・ 容 器 包 装 ・ お も ち や 製 造 業 又 は 販 売 業					1	1							10	1										
計					1029	1029						424	22	8610	1050	53								

立入検査実施結果

様式1-2(2) (届出を要する食品関係営業施設 R3.6~R4.3)

実施機関 全保健所

業 種 (施 設)	ランクⅠ		ランクⅡ (行政処分)		ランクⅢ		ランクⅣ		ランクⅤ		独自ランク		総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数				告発件数		
	施設数	立入検査 実施回数	施設数	立入検査 実施回数	施設数	立入検査 実施回数	施設数	立入検査 実施回数	施設数	立入検査 実施回数	施設数	立入検査 実施回数				営業禁止 命令	営業停止 命令	物品廃棄 命令	その他			
																					命令	命令
魚介類販売業(包装のみ)										115	23		578	23	234							
食肉販売業(包装のみ)										129	26		702	26	288					1	1	
乳 類 販 売 業										300	60		1494	60	464					1		
氷 雪 販 売 業										6	1		15	1	9							
コップ式自動販売機										172	34		705	34	17							
弁 当 販 売 業										220	44		1167	44	496					1		
野菜果物販売業										13	3		73	3	29							
米 穀 類 販 売 業										10	2		35	2	10							
通信販売・訪問販売による販売業										1	1		12	1	2							
コンビニエンスストア										41	8		237	8	271							
百貨店・総合スーパー										31	6		153	6	186							
自動販売機による販売業(コップ式除く)										85	17		434	17	37							
その他の食料・飲料販売業										152	30		750	30	287							
添加物製造・加工業													6		2							
いわゆる健康食品の製造・加工業													6		3							
コーヒー製造・加工業										8	2		25	2	4							
農産保存食料品製造・加工業										8	2		104	2	13							
調味料製造・加工業										5	1		80	1	69							
糖 類 製 造 ・ 加 工 業																						
精 穀 ・ 製 粉 業										1	1		63	1	9							
製 茶 業													35		1							
海藻製造・加工業																						
卵 選 別 包 装 業													1									
その他の食料品製造・加工業										147	29		1606	29	347							
行 商										5	1		5	1								
集 団 給 食 施 設	学 校							2	2				67	2	12							
	病院・診療所							7	7				36	7	9							
	事業所							2	2				3	2								
	老 保							5	5				16	5	1							
	老 福							16	16				62	16	9							
	児 童							38	38				174	38	49							
	社 福							17	17				67	17	10							
	寄 宿							1	1				6	1								
そ の 他							3	3				36	3	1								
器具、容器包装の製造・加工業								10	10				51	10	4							
非営業の露店、仮設店舗													1									
そ の 他										15	3		51	3	37							
計								101	101				1464	294							3	1

様式1-4(と畜場及び食鳥処理法関係) R3.4~R4.3

実施機関 全保健所・全食肉衛生検査所

業 種 (施 設)	総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数							告発件数		
				許可取消命令	禁止命令	停止命令	制限命令	改善命令	その他	無許可営業	その他		
と 畜 場	11	20	22										
大規模食鳥処理場	4	8	8										
認定小規模食鳥処理場	15	30	7										
計	30	58	37										

様式1-5(いばらきハザップ認証施設関係:再掲) R3.4~R4.3

実施機関 全保健所・全食肉衛生検査所

業 種 (施 設)	総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数							告発件数		
				許可取消命令	禁止命令	停止命令	制限命令	改善命令	その他	無許可営業	その他		
いばらきハザップ認証施設	58	44	58										
計	58	44	58										

様式1-6(食品等輸入者に係る施設関係) R3.4~R4.3

実施機関 全保健所・全食肉衛生検査所

業 種 (施 設)	総施設数	延べ立入検査 実施回数	立入検査 実施回数	処 分 件 数							告発件数		
				許可取消命令	禁止命令	停止命令	制限命令	改善命令	その他	無許可営業	その他		
食品等輸入者に係る施設	64	64	20										
計	64	64	20										

収去等検査実施結果(令和3年4月～令和4年3月) 保健所

区分	項目	品名	検査項目	目標検体数(A)	実施検体数(B)	結果		目標達成率% (B/A)※
						適合	不適合	
収去	県内農畜産物残留農薬検査	県内産農畜水産物(野菜、果物、米)	残留農薬	60	0	0	0	0.0%
	県外産農畜産物残留農薬検査	県外産農畜産物(野菜)	残留農薬	18	0	0	0	0.0%
	輸入野菜残留農薬検査	輸入野菜(野菜)	残留農薬	45	0	0	0	0.0%
	輸入食品検査	柑橘類、食肉類、魚介類加工品、冷凍食品、食肉製品、菓子、穀物、乾燥果実等	食品等の規格基準検査、食品添加物等	330	162	162	0	49.1%
	食品等輸入者が取扱う食品検査							
	遺伝子組換え食品検査	加工食品(じゃがいも、とうもろこし、大豆、なたねの加工食品)	組換え遺伝子	9	0	0	0	0.0%
	食品中の動物用医薬品検査	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品等(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	90	0	0	0	0.0%
	食肉の試験検査	食肉、焼き鳥等、生食用食肉(牛の食肉(内臓を除く))	サルモネラ、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌、腸内細菌科菌群	108	0	0	0	0.0%
	アレルギー物質食品検査	加工食品	卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生	45	0	0	0	0.0%
	漬物の試験検査	漬物	大腸菌、腸炎ビブリオ、食品添加物	45	0	0	0	0.0%
	食品の放射性物質検査	一般食品、飲料水、乳児用食品、牛乳	放射性セシウム	45	0	0	0	0.0%
	監視指導等収去検査	食品等全般	食品等の規格検査等		74	47	2	
	合 計				795	236	209	2
買上げ	魚介類中の環境汚染物質検査(買上げ)	県内産魚介類	水銀、PCB	25	0	0	0	0.0%
	県内産二枚貝のノロウイルス検査	県内産二枚貝(カキ、はまぐり、ホッキ貝)	ノロウイルス	5	0			0.0%
	県内産「ひらめ」の寄生虫検査	県内産「ひらめ」	粘液胞子虫(クドア)	5	0			0.0%
	合 計				35	0	0	0
その他	集団給食施設衛生管理検証検査	集団給食施設(施設・設備、容器、機械器具類等)	清浄度	1800	0			0.0%
	食中毒等発生時検査	細菌検査、理化学検査、ウイルス検査	便、食品、手指、機械器具等		562			
	認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい、施設等	サルモネラ、カンピロバクター	100	0			0.0%
	苦情食品(異物混入・異臭等)検査	食品等全般	異物検査、化学物質検査、細菌検査		0			
	合 計				1900	562	0	0

※目標達成率(B/A)の算出にあたっては、目標検体数(A)がある項目のみ実施検体数(B)にを計上した。

収去等検査実施結果(令和2年4月～令和3年3月) 食肉衛生検査所

区分	項目	品名	検査項目	目標検体数(A)	実施検体数(B)	検査結果(判明分)		目標達成率%(B/A)
						適合	不適合	
収去	食品中の動物用医薬品検査(保健所収去:再掲)	豚肉、鶏肉、鶏卵、はちみつ	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	90	0	0	0	0.0%
	輸入食品検査(保健所収去:再掲)	食肉類	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	81	81	81	0	100.0%
	と畜場における残留有害物質モニタリング検査	枝肉	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	135	126	126	0	93.3%
	大規模食鳥処理場における動物用医薬品検査	食鳥と体、食鳥中抜きと体	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	40	40	40	0	100.0%
	と畜場及び大規模食鳥処理場における動物用医薬品の確認検査	枝肉、食鳥とたい、食鳥中抜きとたい	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等		0	0	0	
	合 計				346	247		
その他	と畜場における枝肉の微生物等汚染実態検査	枝肉	一般細菌数、大腸菌群数、大腸菌数、腸管出血性大腸菌	500	335			67.0%
	と畜場における保留等獣畜の残留有害物質検査	枝肉	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等		532	532	0	
	放射性物質検査	牛枝肉	放射性セシウム		0	0	0	
	大規模食鳥処理場における動物用医薬品搬入養鶏場モニタリング検査	食鳥腎臓	動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤等)等	1,500	1,735	1,735	0	115.7%
	大規模食鳥処理場における微生物検査	食鳥とたい、食鳥中抜きとたい、施設等	一般細菌数、大腸菌群数、大腸菌数等	200	45			22.5%
	合 計				2,200	2,647		